

別表5 「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」(平成17年10月21日構造改革特区推進本部決定)における「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」に関するフォローアップ結果

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
1	県議会議員の複数常任委員会への所属	地方自治法第109条第2項	第28次地方制度調査会における審議及び答申を踏まえ、地方議会の活性化を図るため、地方議会のあり方を体系的に整理する一環として検討し、平成17年度中に措置する。	平成17年度中に措置	第28次地方制度調査会の答申(平成17年12月9日)を踏まえ、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべく、地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。(Ⅲ基本イ②)	平成17年度中措置済	総務省
2	公金のクレジットカードによる納付の容認	地方自治法第231条及び同法施行令第154条	住民の便益を図るため、提案の実現に向けて法制的及び技術的な諸課題について検討し、平成17年度中に措置する。	平成17年度中に措置	第28次地方制度調査会の答申(平成17年12月9日)を踏まえ、公金のクレジットカードによる納付を可能とすべく、地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。(Ⅲ金融オ25)	平成17年度中措置済	総務省
3	外国人に対する「教授」在留資格の期間延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則 第3条、別表第2	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授の在留期間を(最長)3年から5年に伸長することとし、平成17年度中に措置する。	平成17年度中に措置	平成18年通常国会に、特区法において在留資格に関する特例措置として規定されている特定研究活動及び情報処理活動並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を出入国管理及び難民認定法の在留資格(特定活動)として規定し、その在留期間(最長)について「5年」に伸長することを内容とする同法の改正案を提出した。(Ⅲ法務ウ38)	平成17年度中措置済	法務省
4	医療関係業務の労働者派遣の容認	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条	病院・診療所等への医療関係職種への派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成17年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。 ①すべての医療関係職種(労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。)について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。 ②へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。	平成17年度中に方針を決定	医療関係業務における労働者派遣の解禁については、平成18年1月に労働政策審議会職業安定分科会に労働者派遣法施行令の一部を改正する政令の要綱案を諮問し、妥当である旨の答申が得られたところ。「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布済み。 (Ⅲ医療キ①b、Ⅲ雇用ア④)	平成17年度中措置済	厚生労働省
5	NPO法人によるIRB(治験審査委員会)設置の可能化	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	提案を実現する方向で、①治験審査委員会の設置主体としてふさわしいNPO法人の要件の策定、②自施設以外の治験審査委員会に代替できる条件の緩和、③治験審査委員会を共同IRBと施設IRBのいわゆる2階建てとすることについて認める際の条件設定について、治験のあり方に関する検討会における議論を踏まえつつ検討を行う。①、②については平成17年中に方針を決定する。ただし、③については治験審査委員会の本質に関わる問題であり、より慎重な議論が求められることに留意し、平成17年度中に方針を決定するよう努める。その上で、方針が決定次第速やかに措置する。	①、②については平成17年中に方針を決定。③については平成17年度中に方針を決定するよう努める。	平成17年12月15日の第8回治験のあり方に関する検討会において、①治験審査委員会の設置主体の要件、②自施設以外の治験審査委員会に審査を委ねることができる条件、③外部IRBへの審査事項の一部委託を行う際の条件等を含む「治験審査委員会の質及び機能の向上のための対応策」について合意が得られた。その後、平成18年1月26日に開催された第9回同検討会において、当該合意事項について「中間まとめ(その2)」として報告が取りまとめられた。これを踏まえ、所要の措置を講ずるため関係省令の改正作業を行っているところである。(Ⅲ医療カ⑩)	一部措置済(方針の決定)、速やかに措置	厚生労働省

番号	事項名		規制の根拠法令等	結論	実施時期
6	士業の労働者派遣の容認	公認会計士	公認会計士法第47条の2等労働者派遣事業関係業務取扱要領	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づき公認会計士を労働者派遣することについては、派遣元が監査法人(公認会計士を含む。)以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行わない場合には、容認することとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。なお、公認会計士が、公認会計士法第2条第3項の規定により、監査証明に補助者として従事する業務は、同条第1項に規定する業務に該当することに留意する。	平成17年度中に措置
7		弁理士	弁理士法第75条等労働者派遣事業関係業務取扱要領	弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めることとし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。 当該弁理士の労働者派遣事業については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化(個別事案に係るものを除外)、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。	平成17年度中に具体的結論を得て措置

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
厚生労働省所管の「労働者派遣事業関係事務取扱要領」の改正に向け、厚生労働省との間で公認会計士法上上記の措置が可能であることを示し所要の調整を図る。(Ⅲ雇用イ⑤a)	平成17年度中措置済	金融庁
左記措置内容につき、「弁理士が派遣労働者として業務に従事する場合に留意すべき事項について」と題する通達文書を日本弁理士会会長に発出した。また、通達を発出した旨を厚生労働省職業安定局長に通知し、弁理士の労働者派遣が適正に実施されるよう関係者への周知徹底を図ることとした。(Ⅲ雇用イ⑤b)	平成17年度中措置済	経済産業省